

大正十年一月

内地人教育の状況

朝鮮總督府學務局

内地人教育の状況

目次

一 沿革	一頁
二 學制	五
三 小學校	九
四 中學校	四
五 高等女學校	五
六 實業學校	七
七 専門學校及各種學校	九
八 教育費	一五

内地人教育の状況

一 沿革

朝鮮に於ける内地人教育事業は大體之を分て(一)明治二十七八年戦役以前(二)明治二十七八年戦役より統監府設置に至る間(三)統監府時代(四)朝鮮總督府設置以後の四期に劃することを得べし而して第一期及第二期は純然たる外國時代にして其の教育施設は全く居留民の特色に依りて成り其所管領事の監督を受くるの外何等法令の根據すべきものなかりしか第二期の終りに至りて在外指定學校職員の恩給法及在外指定學校に關する規程を制定せられたる第三期に至りて小學校規則を發布し國庫補助金を下附する等措整頓を見るに至れり第四期に入りては日韓併合の機運に際會し内地人の發展と共に諸般の施設著しく其の面目を改め公立學校職員の恩給法、各學校官制其他の諸規則等の制定發布せらるゝあり茲に始めて内地人教育制度の確立を見るに至れり。

一 明治二十七八年戦役以前

此時代は全く諸事創始期に屬し明治十年釜山に其立學校なる小學程度の學校を設けたるを以て朝鮮に於ける内地人教育施設の嚆矢と爲す同十五年元山に、同十八年仁川に、同二十二年京城に何れも不完全ながら

教育事業を開始し釜山、元山は二十一年、仁川は二十三年、京城は二十五年に至り各内地の小學校に準據して正式の小學教育を施行するに至れり而も本期に於ける教育施設は僅に以上四箇所の居留地に小學校を開始したるに止まれり

二 明治二十七年、八年戦役より統監府設置に至る間

明治二十七年、八年戦役後内地人の増加と居留地の新設とに依り各地に小學校勃興し三十一年木浦、鎮南浦に、三十二年群山に、三十五年平壤、開城、馬山に、三十六年龍山、統營に、三十八年江景、大邱、永登浦、密陽、鬱陵島に各小學校を設置し前期と合して十七校に達したるも尙忠北、黄海、平北、江原、咸北の五道には未だ一の小學校をも有するに至らず然れども本期に在りては新に幼稚園の設置を見たり即ち三十年に釜山幼稚園を開始し次て三十三年には皇太子殿下御慶事記念として京城及仁川に記念幼稚園を新設したるが如き是なり

三 統監府時代

明治三十九年二月一日統監府を設置せられて以來内地人の激増と新に補助全下附の途を開きしとに依り年々多数の小學校新設せられ四十年度末に五十四校、四十一年度末に七十九校、四十二年度末に百二校を算し四十三年八月朝鮮總督府設置當時には約百二十校を數ふるに至れり

本期に於ては小學校の増設と共に其の卒業者を收容すべき中等學校を必要とするに至り三十九年一月釜山

高等女學校、同年四月釜山商業學校、四十一年四月京城高等女學校、四十二年二月京城中學校新設せられ何れも居留民團の經營に係りしか中學校は翌四十三年四月より統監府に於て之を繼承することなれり此の他四十一年四月仁川に於て商業夜學校を開始し同時に技藝を主とする女學校を仁川小學校内に設置せり又幼稚園は鎮南浦、大邱、元山、群山等に新設せられ四十年十月には東洋協會專門學校分枝を京城に置き其の他釜山、元山、京城等に各種私立學校の勃興を見るに至れり

四 朝鮮總督府設置以後

明治四十三年八月日韓併合と共に新に朝鮮總督府を設置せられたるも教育事業に付ては暫く從來の儘之を繼承して變更を加へず超て四十五年三月に至り各學校官制及諸規則を發布し同年四月一日より之を實施したり而して總督府設置以後に於て小學校の増設せられたるもの二百七十校に及び大正九年五月末現在に於て三百九十九校を數ふるに至れり從て中等程度の學校新設は益々切實に其の必要を感ずるに至りたるも經費の關係上一時に其の要求に應ずるを得ず漸次之が設立をなし現に實科高等女學校は群山、馬山、元山、大田の四校、高等女學校は京城、仁川、大邱、釜山、平壤、鎮南浦、木浦、羅南の八校、中學校は京城、釜山、平壤、龍山及大田の五校を設置し尙大正十年度に於て大邱及元山に各一校新設の筈にて校舍建築中に屬す其の他專門學校私立一校、商業專修學校公立三校、私立一校、簡易商業專修學校公立六校、各種學校私立四校、幼稚園二十を見るに至れり尙大正六年四月より京城醫學專門學校及京城工業專門學校に、又

大正七年四月より水原農林専門學校に各内地人生徒を收容するこゝなれる外朝鮮人教育の爲設置したる公立及私立の實業學校中にも内地人生徒收容の途を開けるものあり
 以上は明治十年教育施設の創始より最近に至る沿革の大要なり各學校及幼稚園増加の大勢最近の現在表を示せば左の如し

諸學校幼稚園狀況一覽表 (大正九年五月末現在)

種別	校数(同)	學級(總)	職員数	男	女	計
小學校	125	1,250	125	6,250	3,125	9,375
中學校	5	50	5	250	125	375
高等女學校	2	20	2	100	50	150
專門學校	1	10	1	50	25	75
商業專修學校	1	10	1	50	25	75
簡易實業專修學校	1	10	1	50	25	75
各種學校	6	60	6	300	150	450
幼稚園	1	10	1	50	25	75
合計	142	1,410	142	7,000	3,475	10,475

年度	校数	學級	職員	男	女	計
大正七年五月末	125	1,250	125	6,250	3,125	9,375
大正六年五月末	120	1,200	120	6,000	3,000	9,000
大正五年五月末	115	1,150	115	5,750	2,875	8,625
大正四年五月末	110	1,100	110	5,500	2,750	8,250
大正三年五月末	105	1,050	105	5,250	2,625	7,875
大正二年四月末	100	1,000	100	5,000	2,500	7,500
明治四十五年四月末	95	950	95	4,750	2,375	7,125

二學制

内地人教育に關する學制は明治四十三年三月統監府令を以て發布したる朝鮮總督府(元統監府)中學校規則の外明治四十五年三月を以て朝鮮公立小學校規則、同高等女學校規則、同實業專修學校及簡易實業專修學校規則を發布し以上諸學校官制と共に四十五年四月一日より之を實施し更に大正四年八月を以て私立學校規則を發布し同年十一月一日より之を施行せり而して朝鮮に於ける内地人の教育方針は固より内地に於けると何等差異あるべき當なく教育の本旨、各學校の修業年限、教科課程、編制等大體に於て内地の相當學校と同一にして彼此入學、轉學の關係に於ても亦全然共通なりと雖も而も朝鮮の實狀に鑑み生徒教養上自ら特別の規定を要するものあり其の重なる事項を擧ぐれば左の如し

朝鮮公立小學校規則

第九條 小學校に於ては兒童教育上特に左の事項に留意するを要す

- 一 忠君愛國の志氣を發揚し忠良なる國民を育成するは小學校教育の主要なる目的なれば常に深く此に注意すべし

- 二 道徳教育は躬行實踐を旨とし殊に誠實、剛毅、堅忍、寛容、勤儉等の諸徳を涵養するに務め時弊の感化を受けしめざることに注意すべし

- 三 知識技能は必ず確實に之を修得せしめむことを期し特に土地の状況に適應せむことに注意すべし

- 四 體育は徳育智育と相俟て軒輊なからむことを期し常に之が奨勵を務むべし

第十條の二 尋常小學校に於ては土地の状況に依り教科目に農業、商業を加ふることを得但し農業及商業を加へたる場合に於ては兒童には其の二科目を課するものとす

農業、商業は第五學年第六學年に之を課し其の教授時数は毎週二時間以下とす

前項の教授時数は學校長に於て修身、國語、算術、日本歴史、地理以外の教科目の教授時数を減じて之に充て又は特に教授時数を増加して之に充つることを得

第十一條 高等小學校に於ては隨意科目として朝鮮語を加ふることを得朝鮮語を加ふるときは其の教授時数は毎週二時間以下とす

第十二條 補習科に於ては土地の状況に依り尋常小學校又は高等小學校の教科目以外の教科目を加ふることを得

第十三條 土地の状況に依り學校長は教授時間外に於て兒童をして手工、裁縫、近易なる農業等の實習又は其の他の教科目の復習を爲さしむることを得

朝鮮公立高等女學校規則

第七條 高等女學校に在りては生徒教育上特に左の事項に留意するを要す

- 一 貞淑の徳を養ひ同情に富み勤儉を尚ふの美風を長し殊に言語動作の温雅ならむことに注意すべし
- 二 徒らに多識を求めて高尚に馳せ實用に迂遠にして家業を厭忘するの弊に陥らざることに注意し外に主婦として必要なる事項は適切に之を授くべし
- 三 體育は徳育智育と相俟て軒輊なからむことを期し常に之が奨勵を務むべし

朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則

第七條 實業專修學校及簡易實業專修學校に在りては生徒教育上特に左の事項に留意するを要す

- 一 誠實にして信用を重むし勤儉にして公益を尚ふの氣風を養成し浮華に流れ實務を厭ふの弊に陥らざることに注意すべし
- 二 時勢の進歩に留意し且學校の程度及土地の状況に應じ實際に適切ならむことを期し往に理論に偏す

ることなきを要す

三 禮育は徳育智育と相俟て軒輊なからむことを期し常に之が奨励を務むべし
斯の如く特殊の規程を要する所以のものは朝鮮は内地に比し時勢民度に於て差異あり風俗習慣亦相同とから
ざる間に處して特に精神教育に多大の注意を拂ふことの最も緊要なるは勿論常に勸懲力行の美風を涵養し苟
も時弊に陥らしめざるの要一層切實なるものあるが故なり

朝鮮公立學校の設置は居留民團又は學校組合に限り之を認め其の他の團體に於て設立するを許さず從來日本
人會等の名義を以て設置したる學校は同規則施行前學校組合の經營に變更せしめたり但し居留民團は大正三
年三月限り廢止せしを以て現在其の適用なきに至れり又公立學校官制の實施に伴ひ其の職員は何れも文官と
して任用し之に屬する特典を享くるが如き内地と其の趣を異にする所なり恩給制度に至りては從來在外指定
學校職員を除くの外其の恩典に浴すること能はざりしが明治四十五年三月法律第十一號を以て朝鮮に於ける
學校職員にして國庫より俸給の支給を受けざる文官判任以上の者の退職料及遺族扶助料法並之が施行に關す
る勅令の發布に依り内地に於ける教官と相通して等しく其の恩典に浴することゝなれり

朝鮮内に於ける各學校と内地諸學校との連絡に付ては第一期及第二期に於ては法令上何等の交渉なく第三期
に至り在外指定學校の制定まるに及び其の指定を受けたる學校の生徒又は卒業者は内地に於ける同程度學校
の生徒又は卒業者と同等の取扱を受くることゝなりしも文部省に於ては各學校毎に告示するの形式を執り次

で明治四十二年小學校規則の發布に依り文部省令を以て在韓小學校兒童及其の卒業者は總て市町村立小學校
兒童及其の卒業者と同一の取扱を受くることに定められ第四期に入りて前記の如く各公立學校規則の發布に
伴ひ文部省は更に小學校、高等女學校、實業專修學校及簡易實業專修學校に對し明治四十五年五月各別の省
令を以て内地に於ける各相當學校の生徒及卒業者と同一の取扱を受くることに定めたり而して朝鮮總督府中
學校に在りては明治四十二年間に於ける第一節生徒及卒業者と内地中學校生徒及卒業者と同一に取扱ふこと
ゝなれりを以て朝鮮に於ける内地人教育の官公立學校は内地の相當學校と完全なる連絡を保持することゝ
得るに至れり

朝鮮に於ける小學校教員養成機關として明治四十四年三月勅令第五十號を以て朝鮮總督府中學校附屬臨時小
學校教員養成所(現年京城中學校附屬)を設置せらる從來小學校教員は多く内地の小學校教員中相當資格を有
する者を選擇採用せりと雖朝鮮に於て小學校教育に従事すべき者には自ら特殊の智識を要するものあるを以
て中學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者の中より選抜して之に入學せしめ學費を給し一箇年間教
育を施すものにして恰も内地に於ける師範學校第二部に該當し卒業後之を各道に配置し以て朝鮮小學校教
員補充の途を開き又以て將來完全なる師範學校設置の階梯たらしめむことを期せり

三 小 學 校

近年内地人の發展に伴ひ小學校に就學すべき児童數亦著しく増加し従て各地に小學校の新設を見大正九年五月末現在に於て三百九十九校、千五百五十九學級、就學児童四萬五千六百九十九人を數ふるに至り漸次國民教育の實績を擧げつゝありと雖若し夫れ初期に於ける小學校の經營を回想すれば當時内地人少く資金は尠く設備の不完全にして維持の困難なる殆んど學校としての體裁を具へざりしは勿論當事者の苦心前に各狀すべからざるものありき而も當初小學校の大部分は宗教家の盡力に依りて創設若し經營せられたることは注目すべき事實なりとす即ち元山、木浦、馬山に在りては全然宗教家の創始に係り京城、仁川、群山、鎮南浦に在りても一時其の手に委託せられ全く之と無關係なりしは釜山、平壤の二箇所に過ぎず然れども皆幾許ならずして居留民の經營に移りたり此時期に於ける居留民の熱心と眞宗及淨土宗布教師の献身的奮闘とは共に特筆すべき事たるを失はず今其の苦心經營に成れる主なる學校の沿革を概述すれば左の如し

一 釜山小學校 明治九年日韓修交條規の締結せらるゝや内地人の泉家來住する者漸く多きを加へ茲に教育機關設立の必要を感ずるに至り同年五月初めて共立學校を創立し居留地總代役所の一室を割きて教場に充て児童十餘名を收容し事務員教師となりて讀書、習字、算術の教授を開始せり爾來多少の變遷を経て明治十三年に至り當時の領事は完全なる普通教育を施すの機關を設けむことを企圖し同年五月領事館の官舎を拂下げ校舎に充て修齊學校と稱し同年七月開校せり此時より漸く小學校の體裁を爲すに至り其の後明治二十一年十二月校舎を新築して釜山共立小學校と改稱し小學校令に基く尋常高等兩科を置き經費全部を

居留民の負擔とし二十四年五月には教育に關する 勅語暨本の下附を受け翌二十五年九月には 兩陛下の御眞影を拜戴せり爾來次第に發展して今や六小學校、八十九學級、四千四百八十五名の就學児童を有するに至れり

二 元山小學校 明治十五年元山開港後間もなく十名内外の學齡兒童來住し教育の必要を感したるも未だ小學校設立の時期に達せず東本願寺輪番に託し讀書、習字、算術の教授を爲さしめたり明治二十一年に至りて現今の郵便局敷地に校舎一棟を新築し居留民の經營に移して元山共立小學校と名づけ爾來年々發達し現に完全なる二箇の小學校を設置し二十二學級、千二百七名の生徒を收容するに至れり

三 仁川小學校 明治十六年仁川の開港と共に内地人の來住は早くも教育機關の必要を告ぐるに至り明治十八年の秋本願寺別院に十餘名の児童を收容し小學教育の端緒を啓けり明治二十三年僧侶の外居留地公費を以て専任教師を置き學校維持の方法を定め領事館裏通りに平家建一棟を建築し二十五年専任校長を置き本願寺の手を離るゝに至り二十八年校舎を増築し三十一年更に之を新築し四十四年四月高等小學校を分設せしめ大正二年九月之を合併して一校となし大正八年更に一校を新設し前者と合せて三十一學級、一千六百餘名の児童を收容せり

四 京城小學校 明治二十二年居留地總代役場の一室に児童を收容して讀書、習字、算術を教授せり次で二十三年十月東本願寺別院の一室を教室に充て本願寺布教師を教員となし共立學校と命名し超て二十五年六

月公立日本小學校と改稱せしが明治二十七、八年の戦役勃發するに及び校舎を徵發せられたる爲一時休校の止むなきに至りしが二十八年一月之を再興し爾來次第に發展して今や龍山を合して九校、百五十九學級、九千餘名の児童を有するに至れり

五 木浦小學校 明治三十一年十一月大谷瀨木願寺の經營に起因し三十五年一月より之を居留民の手に移せしが今や十三學級、七百八十餘名の児童を收容せり

六 鎮南浦小學校 明治三十一年五月居留民總代事務所書記をして十一名の児童に讀書、算術等を教授せしめ三十三年東本願寺布教場の一部を教室に充て布教師を教員とせしが三十六年居留民の出資に依り校舎を新築し専任校長を置くに至り現在に於ては十四學級、七百餘名の児童を有するに至れり

七 群山小學校 明治三十二年群山開港の當時領事館分館員夫人の創始に係り當時児童僅に五名に過ぎず三十三年に至り本願寺別院の僧侶に教育を委託し翌三十四年民會の經營に移したるも尙同人を教員と爲し一時は朝鮮人を收容せり同年十月初て専任校長を置き現に二十學級、千餘名の児童を收容するに至れり

八 平康小學校 明治三十五年五月平壤尋常小學校を創立し總代役場書記をして教授を兼ねしむ時に児童僅に六名に過ぎず三十六年には十一名、三十七年には十九名となり三十八年専任校長を聘し漸次發展して今や二小學校、三十五學級、一千七百餘名の児童を有するに至れり

九 開城小學校 明治三十五年九月児童五、六名を收容して小學校を設け開城學堂の一部を教室に充て三十

六年釜洞に移轉するまで同學堂教師(僧侶)に教授を委託し同年十二月専任教師を聘し今や六學級、就學児童約二百名を數ふるに至れり

十 馬山小學校 明治三十五年十一月民家を修理して教室に充て淨土宗布教師に依り私立日本小學校を開始せり當時學齡児童僅に五名に過ぎず三十六年に至り就學者二十名に達し校舎を新築せしも極めて不完全のものなるや勿論にして三十七年六月僧侶の手を離れ初めて専任校長を置き爾來數回校舎を移轉し現に十五學級、六百七十餘名の児童を有するに至れり

次で明治三十七、八年の戦役後に於ては内地人頗る増加し學齡児童數も亦之に比例して激増せしが一面統監府の開始と共に小學校の設置を奨励し國庫補助金を下附するに至りて小學校の數大に増加し日韓併合當時には百二十餘校に上り爾來逐年増設の機運に向ひ遂に今日の盛況を呈するに至れり

斯の如く小學教育は年々長足の進歩を遂げつゝありと雖尙僻地在住者にして就學の便を得ざる者の爲に兒童寄宿舎を設置し小學校の設けなき地方に於ける内地人の學齡児童を收容するの計畫を立て學校組合又は教育會等に補助金を與へ之を經營せしめ既に全道を通し三十四箇所の兒童寄宿舎を設置せしめたるに僻地の父兄にして兒童委託を希望する者多く現に約四百名の児童を收容せり然れども尙僻地に在りて就學の便宜を缺ける者あり仍大正五年七月各道長官に通牒して公立普通學校に内地人兒童收容の途を開けり又小學校に於て使用する國定教科書の供給につきては東京に於ける同書の共同販賣所と交渉して京城、釜山の二箇所に

特約販賣所を設けしめ僻陬の地方と雖も皆内地と同様に特別の運賃を要せずして購入し得るの便を開けり

二四

四 中 學 校

小學教育の發展に伴ひ其の卒業者にして進で中等程度の學校に向はむとする者益多きを加ふるに至り就中男子にして中學校に入學せむとする者次第に増加し現に本府の直轄事業として京城、釜山、平壤、龍山、大田の五中學校を經營し五十二學級、二千九百九十七人の生徒を收容し經費總額四十九萬四千七百八十四圓に上れり尙大正十年度に於て大邱、元山の二中學校を開設する筈にて現に校舍の建築に着手せり

一 京城中學校 元京城居留民團の經營に係り明治四十二年三月開校せり當初京城獨立門附近に在る獨立館及其の附屬建物を一進會より借入れ一學年二組、二學年一組計三學級、生徒百五十四名を收容せしが翌四十二年四月統監府に於て之を繼承し同年舊韓國政府に交渉して慶熙宮内に敷地壹萬坪を借入れ拾五萬圓の豫算を以て新校舍を建築し明治四十五年新に七萬三千餘圓を投じて寄宿舎を新築し爾來數次に教室の増築を行ひ大正二年四月釜山中學校の設置と共に京城中學校と改稱し現に本科十五學級、教員養成所一學級計十六學級、七百八十餘名の生徒を收容し大正二年三月始めて第一回卒業生を出せり而して本校附屬臨時教員養成所は明治四十四年四月の設置に係り爾來毎年一學級約三十名の生徒を募集して内地人教育に従事する教員を養成し其の卒業者は之を各道に配當し尙教員養成所生徒の教育實習機關として大正四年四月附屬

小學校を設置せり

- 二 釜山中學校 大正二年四月を以て授業を開始し現在十學級、四百餘名の生徒を收容せり
- 三 平壤中學校 大正五年四月の開校にして現に十學級、四百十餘名の生徒を收容せり
- 四 龍山中學校 大正七年四月の開校にして現に十學級、四百五十餘名の生徒を收容せり
- 五 大田中學校 大正七年四月の開校にして現に六學級、二百四十餘名の生徒を收容せり

五 高等女學校

女子中等教育機關としては京城、釜山、仁川、平壤、大邱、鎮南浦、木浦及羅南に公立高等女學校を群山、元山、馬山及大田に公立實科高等女學校を設置し共に學校組合の經營に屬し毎年國庫より補助金を交付して其の施設を養ひつゝあり大正九年五月末現在に於て十一校(羅南は同年六月開校に屬す)五十七學級、二千三百四十二人の生徒を有し經費總額三十一萬二千三百十八圓を計上せり

一 京城公立高等女學校 明治三十九年四月元京城婦人會の事業を繼承して京城女學校を開設したるに始まり當時生徒數僅に九名にして居留民團より一ヶ月十二圓、統監府より同五十圓の補助を得幸ふして之を經營せしものなるが四十年四月には生徒數二十五名に達し四十一年三月に至り京城居留民團に於て四ヶ年程度の高等女學校設立の議を決し同年四月南大門小學校構内に假校舍を設けて授業を開始せり當時四學級

一五

(各學年一學級)、八十四名の生徒を收容し附屬幼稚園に幼兒四十三名を容れ本校生徒家事科教授の實習に充て四十二年現校舎の新築成り之に移轉すると共に附屬幼稚園を廢止し大正六年四月教科課程に朝鮮語を加へ爾來漸次發展し現在十八學級、八百四十餘名の生徒を收容せり

二 釜山公立高等女學校 元釜山高等小學校に於て女子の爲に二ヶ年程度の補習科を設置したるに端を發し三十九年四月三ヶ年程度の高等女學校を新設し翌四十一年一月在外指定學校となり同年三ヶ年程度に變更し從來小學校内に併置せしを新に地を下して校舎を建築し以て今日に至れり尙釜山には當初釜山婦人會の經營せる私立成錦女學校あり養蠶、女禮式及手藝等を課し既婦人の通學する者多く四十年四月女學校程度に變更せしも四十一年之を廢止して其の生徒を高等女學校專修科に移せり
本校は現在生徒四百十餘名を九學級に編制せり

三 仁川公立高等女學校 元小學校補習科に數名の女生徒を收容せしに始まり四十二年四月に至り仁川女學校を設置し技藝を主として教授せしも其の教師の大部分は小學校教員の兼任に係れり四十四年度に於て高等小學校に實科高等女學校を附設し次て四十五年度より獨立の實科高等女學校と爲し大正二年四月更に公立高等女學校に變更せり現在生徒百八十餘名を收容し之を四學級に編制せり

四 平壤公立高等女學校 大正元年八月平壤公立尋常高等小學校に修業年限二ヶ年の女子補習科を設置したるに始まり大正二年四月高等女學校設立の認可を受け次て校舎を新築せり現に生徒百七十七名を收容し之

を四學級に編制せり

五 鎮南浦公立高等女學校 明治四十四年四月鎮南浦公立尋常高等小學校に修業年限二ヶ年の補習科を設置したるに端を發し大正二年四月實科高等女學校設置の認可を受け大正六年四月高等女學校に變更せり現に生徒百三十餘名を收容し補習科と合せて五學級に編制せり

六 大邱公立高等女學校 大正四年十一月設立認可を受け大正五年四月より開校せり現在六學級、二百八十餘名の生徒を收容せり

七 木浦公立高等女學校 大正六年五月實科高等女學校を設置したるに始まり大正九年五月其の組織を變更して高等女學校と爲し現に二學級、百十餘名の生徒を收容せり

八 羅南公立高等女學校 大正九年三月設置認可を受け同年六月より授業を開始せり
實科高等女學校は前述の如く四校にして九學級、二百餘名の生徒を收容せり

六 實業學校

朝鮮に於ける内地人の實業教育機關としては仁川、釜山及木浦に公立商業專修學校あり京城、仁川、群山、平壤、鎮南浦に公立簡易商業專修學校あり鎮海に公立簡易工業專修學校あり京城に私立善隣商業學校ありて年々國庫より補助金を交付し以て實業教育の振興發展を促進しつゝあり仍大正九年五月末現在に於て學校數

十、學級數四十、生徒數千三百三十四名を有し經費總額十八萬八千二百四十三圓を支出するに至れり

一八

一 釜山公立商業專修學校 明治三十九年四月釜山商業學校を創設したるを以て朝鮮に於ける商業學校の嚆矢となす是より先き三十四年二月釜山高等小學校に二ヶ年程度の男子補習科を設置せしが次で之を中等教育機關と爲すの必要を認め三十八年八月甲種商業學校の程度に依り修業年限を四ヶ年とし翌三十九年四月開設、四十一年三月第一回の卒業生を出し同時に修業年限を三ヶ年とし豫科を設けたり四十五年四月朝鮮公立實業專修學校官制及同規則の實施と共に釜山公立商業專修學校と改稱す現に本科及豫科を合せ生徒四百十三名を九學級に編制せり

二 仁川公立商業專修學校 明治三十二年七月私立仁川教育會に於て附屬仁川夜學校を起し次で三十八年大阪商船會社仁川支店の經營に係る仁川商業學校の設立を見しが四十年私立仁川教育衛生會に於て兩校を合して仁川商業夜學校と爲し四十一年乙種商業學校の程度に依り仁川商業學校と改稱し居留民團の經營に移し仁川高等小學校内に於て授業を開始し以て今日に至りたるものにして四十五年四月官制實施に伴ひ仁川公立商業專修學校と改稱し次で大正三年四月より甲種程度に改めたり本校は現在本科豫科を合せ五學級、百七十名の生徒を有す

三 木浦公立商業專修學校 大正九年四月の設置に係る

四 私立善隣商業學校 本校は當初主として朝鮮人を教育するを目的として設置せるものなるも明治四十二

年四月始めて内地人教育の爲めに修業年限二箇年の夜學專修科を開設し次で四十三年四月一箇年程度の夜學高等科を併置せしが更に大正二年四月甲種程度の商業科を新設し現在豫科を合せ二百五十三名の生徒を收容し之を八學級に編制せり

簡易實業專修學校は六校、十八學級にして生徒數四百九十八名を有す

以上の外京城、全州、群山、光州、大邱、宣邊の各公立農業學校(朝鮮人教育)に收容せられたる内地人生徒六十八名あり

七 専門學校及各種學校

内地人教育の爲には未だ獨立せる官立の専門學校を見ざるも京城醫學專門學校、京城工業專門學校及水原農林專門學校に於ては内地人をも收容するの途を開き現に在學中の者百六十五名を算せり又私立東洋協會京城専門學校は元私立東洋協會植民専門學校京城分校と稱し明治四十年十月の開設にして毎年在東京の本校より上級生中朝鮮に於て公私の事業に従事せむことを希望する者を收容し一箇年間教育を施し既に三百數十名の卒業生を出せしが大正七年度に於て三年程度の獨立せる専門學校に組織を改め主として法律經濟に關する實際的教育を授け次で大正九年五月より高等商業學校に其の組織を變更して新に校舍を建築し私立京城高等商業學校と改稱せり之れ朝鮮に於ける唯一の内地人専門教育機關たり現在生徒數百三十七名にして三學級に編

制せり

二〇

内地人教育の爲設置したる各種學校は八校、三十五學級にして生徒數千五百五十五名を有す而して其の主なるものは私立京城女子技藝學校、私立京城鐵道學校、私立善隣商業學校夜學部及釜山商業夜學校等なり

八 教 育 費

第一期及第二期に在りては各居留地及其の他の内地人集團地に民會又は總代役場を設けて教育費を負担せしが第三期に至りては居留民團法施行せられ更に統監府令を以て同施行規則を定め教育事業は居留民團の事業となりたり然れども民團法を施行せられたるは京城、龍山(龍仁)仁川、群山、木浦、馬山、釜山、大邱、元山、平壤、嶺南浦、新義州の十二商所に過ぎず其の他の地方に在りては或は日本人會を組織し或は居留民總代役場を設けて内地人に關する行政事務を施行せしが其の主要なる事業は勿論教育にありき而して四十二年十二月統監府令を以て學校組合令を發布したるより日本人會の多數は學校組合に變更せられたるも尙全部に亘るに至らず仍併合當時に於ける學校經營者は居留民團、學校組合、日本人會、居留民總代役場の四種に分たれ四十五年四月公立學校規則の施行と共に其の設立は居留民團又は學校組合に限定せられたる結果他の團體は本令施行前何れも學校組合に變更し主として教育事業を經營するに至れり

教育費補助金の起源は明治三十八年文部省に於て在韓國居留帝國民の教育補助金として一萬五千圓を計上し豫算執行に際し之を統監府の所管に移付したるに始まる而して補助金は之を經常臨時の二部に分ち臨時補助金は學校新設其の他の設備費に充てしめ最初は一校平均百五十圓を下附せしが大正八年度より之を二百五十圓に増額せり經常費補助は教員の俸給を標準とし初めは一校に付年額四百二十圓を下附せしが明治四十三年度より之を四百八十圓に増額し尙四十四年度よりは高等小學校に補習科を設くるもの及小學校以外の學校へも補助金を下附するの途を營ぎ四十五年四月には更に教育費補助内規を改正して各學校の補助額を増加し小學校及簡易實業專修學校に對する經費補助金は年額六百圓以内とし優良教員の採用を奨励し國民教育の實績を擧げんことを期すると共に他の學校に對しても相當補助金を與へ其の施設を資することとし尙豫算の許す限り校舍建築等の臨時費に對しても相當補助金を交附し大正九年度より更に小學校に對する補助金を増加して年額千二百圓とし而して高等小學校補習科及簡易實業專修學校に對する補助金は大正八年度より其の財源を道地方費に移し道地方費をして之を補助せしむることとせり今三十九年度以降に於ける累年の内地人學校補助金額を示せば左の如し

年 度	補助金額	備 考
明治三十九年度	二五〇〇〇	小學校補助
同 四十年 度	一〇〇〇〇	同
同 四十一年 度	一〇〇〇〇	同

